

一般社団法人北海道猟友会の支部に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人北海道猟友会（以下「本会」という。）の事業の円滑な運営を図るため、定款に定めのあるもののほか、支部の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区支部の名称及び地域)

第2条 定款第5条に規定する本会の社員である地区支部の名称及び所管する地域は、別表1のとおりとする。

2 前項の地区支部には部会を設けることができるものとし、その部会の地域は、各総合振興局・振興局管内の地区の支部長の合議により定めるものとする。ただし、部会が所属できる支部は部会所在地の近隣に限るものとする。

3 地区支部の会員は、地区支部の地域内に居住する狩猟者とする。

また、部会の会員は、その部会の地域内に住居する狩猟者とする。

4 地区の支部長は、第7項の会則の定めるところにより地区支部の目的及び事業に賛同し、支援する個人又は法人を賛助会員として入会させることができるものとする。

5 会員は、地区の支部長が狩猟者登録手続きを行う1週間前までに、本会の会費及び一般社団法人大日本猟友会の会費並びに地区支部の会費等を地区支部へ納入しなければならない。

6 地区の支部長は、前項により会員から会費を受領したときは、定款第7条に基づき会費を納入するとともに、会員名簿を作成し速やかに本会会長に提出しなければならない。

7 地区支部は、次の事項を記載した会則を定めて地区支部の運営を行うとともに、その会則を会長に報告するものとする。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の位置

(4) 財産に関する事項

(5) 総会及び役員会に関する事項

(6) 会員資格の得喪に関する事項

8 地区支部は、次の事業を行うものとする。

(1) 狩猟道德の遵守及び安全狩猟に関すること。

(2) 狩猟に関する知識の普及及び技術の向上に関すること。

(3) 有害鳥獣捕獲に関すること。

(4) 会員相互の連絡に関すること。

(5) 地区支部の目的を達成するために必要なこと。

(6) その他本部との連絡に関すること。

9 地区支部の総会において役員を選任した場合は、本会会長に報告しなければならない。

10 地区支部の役員の任期は、定款第26条の規定を準用する。

11 地区支部の財産は、地区支部の会費、交付金等をもって構成し、経費は財産をもって支弁する。

12 地区支部の会費は、地区支部の総会において決議された金額とする。

13 地区支部の会計年度は、定款第40条の規定を準用する。

(一般社団法人の支部)

第3条 本会会長の権限に属する事務を分掌させるため、定款第38条に基づき本会に支部を設置する。

2 支部の名称及び所管する地域は、別表2のとおりとする。

3 支部は次の事務を所管する。

(1) 猟銃用火薬類無許可譲受票の交付及び管理に関すること。

(2) 狩猟事故共済普通保険に関する事務

(3) 本会が主催又は実施する事業

(4) その他本部との連絡調整に関すること。

4 支部に支部長を置き、支部長は第2条の地区の支部長をもって充てるものとする。

(変更)

第4条 この規約は、理事会の承認により、変更することができる。

附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人北海道猟友会の支部に関する規約を廃止する。

3 この改正規約は、平成26年7月4日から施行する。